## 后川来公報

平成 27 年 4 月 3 日 (金曜日)

号

外

(第 37 号)

目 次

## 選挙管理委員会

○石川県議会議員選挙における選挙運動に関する支出金 額の制限額

1

## 選挙管理委員会

## 石川県選挙管理委員会告示第174号

平成27年4月12日執行の石川県議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額を、同法第196条の規定により次のとおり告示する。

平成27年4月3日

石川県選挙管理委員会

金沢市選挙区 5,799,200 円 七尾市選挙区 5,850,400 円 小松市選挙区 5,702,100 円 輪島市選挙区 5,982,900 円 5,061,300 円 珠洲市選挙区 加賀市選挙区 5,509,500 円 羽咋市羽咋郡南部選挙区 5,186,800 円 かほく市選挙区 6,231,000 円 白山市選挙区 5,770,500 円 能美市能美郡選挙区 5,700,700 円 野々市市選挙区 5,563,600 円 河 北 郡 選 挙 区 6,030,000 円 羽咋郡北部選挙区 5,465,300 円 5,195,200 円 鹿島郡選挙区 鳳 珠 郡 選 挙 区 5,960,400 円

2	平成27年4月3日(金曜日)	石	Ш	県	公	報	뭉	外

(1箇月2,350円送料とも)